

福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金

交付申請の手引き

【団体活動支援コース A・B】

(令和7年度)

相談・受付窓口

福岡市 環境局 環境政策課

TEL : 092-733-5381 FAX : 092-733-5592

E-mail : k-seisaku.EB@city.fukuoka.lg.jp

目 次

第 1 章 申請手続きについて	
1 申請団体の要件	… 1
2 補助対象事業	… 1
3 提出書類	… 2
4 作成上の注意点	… 2
5 注意事項	… 3
6 特例申請における審査基準	… 4
7 補助事業に関する広報支援	… 5
8 補助金に係る消費税仕入控除について	… 5
9 よくある質問	… 6
第 2 章 補助金交付の流れについて	… 11

<別紙>

- 提出書類の記載例
- 経費分類表
- 講師謝礼基準

第 1 章 申請手続きについて

1 申請団体の要件

- ・「福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金交付要綱」第 3 条（補助対象団体）の要件を満たす団体であること。

第 3 条 抜粋

補助金を交付する対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表 1 に定める団体の人数及び、環境活動経験年数等の申請要件を満たす市民団体、NPO 法人又は市長が特に認める団体
- (2) 自ら、発意・企画し、自主的にこの要綱の目的に沿った環境保全に関する実践活動を行う団体
- (3) 福岡市内に事務所又は連絡場所を有し、かつ、主たる活動を福岡市内で行っている団体
- (4) 営利活動が主たる目的でない団体及び、宗教活動又は政治活動が目的でない団体

別表 1 補助金申請の要件

区分	項目	内容
団体活動支援コース A	団体の人数	7 人以上で構成された市民団体
	環境活動経験年数	活動経験年数が 3 年以上の市民団体
団体活動支援コース B	団体の人数	3 人以上で構成された市民団体
	環境活動経験年数	活動経験年数の制限なし

※団体活動支援コース A・B で本補助金の交付を受けたものについて、以降、環境イベント支援コースへの申請を行うことは、原則不可とする。

- ・特例による延長申請、またはイベント支援コースからの移行を除き、過去に団体活動支援コース A・B で 3 年間本補助金の交付（支払い）を受けた団体でないこと。

2 補助対象事業

- ・「福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金交付要綱」第 5 条（補助対象事業）の要件を満たすこと。

第 5 条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が行う事業であって、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 地球温暖化対策
- (2) ごみ減量・3 R（リデュース・リユース・リサイクル）
- (3) 自然環境保護
- (4) 環境美化
- (5) 環境教育・SDGs の普及啓発
- (6) その他この要綱の目的に適合する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象外とする。

- (1) 福岡市の他の補助金の交付を受けている事業
- (2) 営利活動を主たる目的とする事業及び、宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) その他市長が適当でないと認めた事業

・団体の会員やスタッフ以外の福岡市の市民が参加する「市民参加型」の事業であること。

※福岡市からの依頼を受けて実施されている事業は補助対象になりません。（例：地域ぐるみ清掃 など）

3 提出書類

- (1) 福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金交付申請書 [様式第 1 号]
- (2) 事業計画書 [様式第 1 号 - 1]
- (3) 事業収支計画書 [様式第 1 号 - 2]
- (4) 資金計画書 [様式第 1 号 - 3] (概算払いを希望する場合のみ提出)
- (5) 団体調書 [様式第 1 号 - 4]
- (6) 役員名簿 [様式第 1 号 - 5]
- (7) 誓約書 [様式第 1 号 - 6]
- (8) 団体の規約及び直近の収支決算書
- (9) 必要経費の見積書など

※ 団体の規約等を有していない場合は、「8 よくある質問」をご覧くださいか、環境政策課にご相談ください。

※ はじめて本補助金を申請される団体は、直近の収支決算書は提出不要です。

4 作成上の注意点 (別紙 「提出書類の記載例」 参照)

(1) 申請書 [様式第 1 号]

「補助金の申請額」は次のとおり計算し、千円未満を切り捨てた金額としてください。

$$\text{申請額} = [\text{補助対象経費} - \text{国・県等の公的な補助金}] \times (\text{補助率 } 3 / 4)$$

(2) 事業計画書 [様式第 1 号 - 1]

「活動内容」欄に記載する活動は、活動ごとに番号を付けてください。

なお、この番号を事業収支計画書 [様式第 1 号 - 2] 及び資金計画書 [様式第 1 号 - 3] の記載内容にも対応させ、何の活動にどれだけの予算を見込んでいるのか分かるようにしてください。

※交付要綱第 14 条に基づく補助の特例 (特例申請) を希望する団体は、様式第 1 号-1 事業計画書 (特例) の様式を使用してください。

(3) 事業収支計画書 [様式第 1 号 - 2]

[1 収入の部]

当事業補助金 (A)	支出の部の「(E)補助対象合計」から収入の部の「(B)公的な補助金等」を差し引いたものに補助率をかけた金額以内 (千円未満切捨) を記載してください。 また、この (A) の金額を申請書 [様式第 1 号] の「補助金の申請額」に記載してください。
公的な補助金等 (B)	申請事業に福岡市以外の公的な補助金 (国や県など) を充てる場合は記載してください。民間の助成金等は除きます。

福岡市（外郭団体を含む）の他の補助金の交付が決定している事業は未来へつなげる環境活動支援事業補助金に申請できません。なお、福岡市の他の補助金に申請中の場合であれば、本補助金への申請は可能です。

【2 支出の部】

<p>費目／予算額</p>	<p>別紙「経費分類表」で、補助対象の可否と費目の分類を確認し、費目ごとに補助対象、補助対象外及びその合計（全体）の金額を記載してください。</p> <p>（注意）消費税の確定申告を予定されている場合 申請時に、当該補助金の対象とする予算の仕入れにかかる消費税相当額が明らかな場合には、消費税額分を減額して申請してください。ただし、申請時に仕入れにかかる消費税相当額が明らかでない場合についてはこの限りではありません。</p>
<p>内訳</p>	<p>どの活動内容の経費が分かるよう、事業計画書〔様式第 1 号-1〕「事業計画」に記載した活動の番号を用い、活動ごとの内訳（単価・人数・回数など）を記載してください。</p>
<p>合計</p>	<p>費目ごとの金額を合計してください。「全体合計（D）」は、「1 収入の部」の「合計（C）」と同額になります。</p>

5 注意事項

- 未来へつなげる環境活動支援事業補助金は、事業に対する補助金です。団体に対する補助金ではありませんので、団体の経常的な運営経費は補助の対象になりません。別紙「経費分類表」を参照のうえ、ご不明な点等ございましたら環境政策課にお問い合わせください。

<補助対象外の例>

- 事務所管理費（家賃・光熱水費・電話代など）
- 備品（パソコン・プリンタ・プロジェクターなど）
- 補助継続期間は、原則 3 年間で限度とします。ただし、補助の特例として「6 特例申請における審査基準」を満たす場合に限り、3 年間で限度に延長できる場合があります。
- 団体活動支援コースは、福岡市が設置している「福岡市未来へつなげる環境活動支援事業評価委員会」の委員による審査（団体による事業のプレゼンテーション等により実施）を受けていただきます。
- 本補助金は予算の範囲内で交付いたします。

6 特例申請における審査基準

特例申請では、本来の補助継続期間である3年を経過したのちに団体が申請し、かつ未来へつなげる環境活動支援事業補助金評価委員会の審査で認められた場合に、さらに3年間を限度に補助継続期間を延長できます。

(1) 団体の申請要件

申請要件は、以下のとおりです。

- ・団体活動支援コースAの補助団体として3年間の補助継続期間を経過している。
- ・団体活動支援コースBの補助団体として3年間の補助期間を経過しており、団体活動支援コースAへの移行を希望している。

(2) 申請コース

申請可能なコースは以下のとおりです。

現在の申請区分	団体活動支援コースAへの 特例申請	団体活動支援コースBへの 特例申請
団体活動支援コースA	○	×
団体活動支援コースB	○	×

※環境イベント支援コースには補助対象期間の定めがないため、特例申請の対象にはなりません。

(3) 審査基準

審査の要件及び項目は以下のとおりです。

【審査要件】

- ① 補助継続期間の3年間で行われた活動の成果が定量的に測れており、年々増加していると認められる。
- ② 補助継続期間の3年間で行われた活動が更に発展した取組となることが明らかである場合、または3年間の活動の成果を踏まえた新規の取組である。
- ③ ①及び②を踏まえ、未来へつなげる環境活動支援事業補助金評価委員会において、今後の活動の拡がりが見込めると認められる。

【審査項目】

①活動計画の妥当性

- ・市民への啓発効果や還元性のある活動計画となっているか。
- ・活動の実施方法や実施時期及び実施期間は適切かつ効果的であるか。
- ・活動を拡充する場合は、補助継続期間3年間の成果を踏まえ、更に発展した計画（参加者人数の増、構成人数の増など）となっているか。
- ・新規活動を実施する場合は、補助継続期間3年間の成果を踏まえたうえで、活動により拡がりのある計画となっているか。

②目標の達成度

- ・設定した目標は実現の可能性があり、かつその目標を達成することが市民の生活や環境に一定の効果をもたらすものとなっているか。
- ・活動を拡充する場合は、補助継続期間3年間で設定した目標から、更に発展した目標を設定しているか。

③活動継続性・発展性

- ・向こう3年間の補助継続期間の中で、団体基盤の向上が見込まれるか。
- ・向こう3年間の補助継続期間が終了した後も、活動が継続される見込みがあるか。

(4) 注意事項

特例申請をご希望の場合は、事前に環境政策課へご相談ください。

7 補助事業に関する広報支援

- 市政だより（情報 BOX）への掲載依頼ができます。
- 情報プラザや市の施設でチラシや制作物等を配布できます。
 ※市政だより（情報 BOX）について、掲載依頼が多数の場合は掲載不可となる場合がございます。
 ※広報支援の詳細は、交付決定後にお知らせします。

8 補助金に係る消費税仕入控除について（該当ある場合のみ）

補助金は消費税法上の非課税売上に該当するため、預かり消費税の対象にはなりません。消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は下記のとおりご対応ください。

- (1) 申請時点で、補助金の予算計上に関する仕入れに係る消費税相当額が明らかな場合
 消費税相当額を減額して補助申請を提出してください。
- (2) 実績報告時に、補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかな場合
 消費税相当額を減額して実績申請を提出してください。
- (3) 実績報告書の提出後に、補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合
 仕入控除税額分の補助金は、速やかに市へ返還していただく必要がありますので、仕入控除税額報告書【様式第7号】、7号記載の書類及び下記の関係書類をご提出ください。また、市へ返還する額が0円の場合でも様式第7号及び関係書類の提出は必須ですので、ご注意ください。

様式第7号関係資料

仕入控除税額が 0円の場合	免税事業者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等売上高が確認できる資料 ・法人税確定申告なしの場合、免税事業者届出書
	簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し※税務署の收受印等のあるもの
仕入控除税額が 0円以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の項目を含む概要書 事業所名、補助事業名、事業所の所在地、補助金の名称、補助金交付年度及び補助金確定額、補助金返還額の概要（特定収入額及び内訳、特定収入割合、課税売上割合、交付を受けた補助金のうち課税仕入れ等によりのみ用途が特定されている金額、補助金返還額） ・消費税及び地方消費税の確定申告書の写し ・消費税及び地方消費税及び確定申告書の付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し ・その他参考となる資料（特定収入額、補助金のうち課税仕入れ等に係る消費税額が分かる資料） 	

※所得税法上の課税事業者等に該当するかは、所轄の税務署へお尋ねください。

9 よくある質問

目次

No.	質問
1.団体活動支援コース全般に関すること	
Q1	どのような環境活動が未来へつなげる環境活動支援事業の補助対象となりますか。
Q2	どのような団体が団体活動支援コースの対象となりますか。
Q3	過去にエコ発する事業で補助金の交付(支払い)を受けた団体でも申請できますか。
Q4	過去に団体活動支援コース A または B で補助金の交付(支払い)を受けた団体が、環境イベント支援コースに申請することはできますか。また、団体活動支援コース A で補助金の交付(支払い)を受けた団体が、団体活動支援コース B に申請することはできますか。
Q5	イベントや講座を数回実施する場合、環境イベント支援コースと団体活動支援コースのどちらで申請すればいいですか。
Q6	補助の対象となる期間はいつからですか。
Q7	1つの団体が、同一年度内に、団体活動支援コースと環境イベント支援コースの両方に申請することは可能ですか。
Q8	過去に団体活動支援コースで3年間補助金の交付(支払い)を受けた後、新しい団体を立ち上げ事業を実施しようと考えていますが、申請することは可能ですか。
2.申請団体・申請事業に関すること	
Q1	中学生や高校生で構成された団体も対象となりますか。
Q2	学校が行う事業は補助の対象となりますか。
Q3	団体が学校の授業や行事の一環として、児童生徒等を対象としてイベント等を実施する場合は対象となりますか。
Q4	商店街が行う事業は補助の対象となりますか。
Q5	各校区の環境活動連絡会議等の事業は補助の対象となりますか。
Q6	団体が自治協議会等と共働して事業を行う場合、補助の対象となりますか。
Q7	自治会、子ども会等の事業は、補助の対象となりますか。
Q8	福岡市から物的支援を受けている事業は補助の対象となりますか。
Q9	構成員に市外居住者が含まれる団体であっても、補助の対象となりますか。
Q10	市外に所在地のある団体は補助の対象となりますか。
Q11	代表者が同じで構成員が異なる団体は、別の団体として対象となりますか。
3.手続きに関すること	
Q1	申請書はどこに提出すればいいですか。
Q2	特例申請をしたいのですが、どのような手続きが必要ですか。
Q3	新たに活動を始める団体で、規約や収支決算書がありません。
Q4	補助対象となる経費はどのような内容ですか。
Q5	申請書提出までにイベントの会場や講座の講師を予約しておく必要がありますか。
Q6	レシート・領収書には、お店の領収印が必要ですか。
Q7	役員を決めていません。
Q8	事業収支計画書に記載する全ての経費について見積書等が必要ですか。
4.その他	
Q1	補助金以外にどのような支援をしてもらえますか。
Q2	交付決定後に、やむを得ない理由(天候不良等)により活動が中止になった場合、補助金は支払われますか。

1. 団体活動支援コース全般に関すること

Q1. どのような環境活動が未来へつなげる環境活動支援事業の補助対象となりますか。

- A 1. 市民参加型※かつ市民団体等が自ら企画し、自主的に取り組むもので、
 ①地球温暖化対策、 ②ごみ減量・3R（リデュース・リユース・リサイクル）、
 ③自然環境保護、 ④環境美化、 ⑤環境教育・SDG s 普及啓発
 に関する事業が対象です。

※市民参加型とは「団体の会員やスタッフ以外の福岡市の市民が参加していること」を言います。

過去には、子ども達を対象とした体験会や自然観察会、海岸や河川の清掃活動、森の保全活動、生ごみたい肥の普及・啓発などへ補助を行いました。募集リーフレットの中で、前年度に補助金を活用して実施された事業を掲載しておりますので、ご覧ください。

Q2. どのような団体が団体活動支援コースの対象になりますか。

- A 2. 各コースの申請要件を満たし、市内で年間を通じた環境活動を行っている団体が対象です。

区分	項目	内容
団体活動支援コースA	団体の人数	7人以上で構成された市民団体
	環境活動経験年数	活動経験年数が3年以上の市民団体
団体活動支援コースB	団体の人数	3人以上で構成された市民団体
	環境活動経験年数	活動経験年数の制限なし

Q3. 過去にエコ発する事業で補助金の交付（支払い）を受けた団体でも申請できますか。

- A 3. 申請可能です。エコ発する事業で交付した補助金に係る補助期間は、未来へつなげる環境活動支援事業で交付する補助金に係る補助期間に含めないものとします。

Q4. 過去に団体活動支援コース A または B で補助金の交付（支払い）を受けた団体が、環境イベント支援コースに申請することはできますか。また、団体活動支援コース A で補助金の交付（支払い）を受けた団体が、団体活動支援コース B に申請することはできますか。

- A 4. 過去に団体活動支援コース A または B で補助金の交付（支払い）を受けた団体は、環境イベント支援コースに申請することはできません。反対に、環境イベント支援コースで補助金の交付（支払い）を受けた団体が、団体活動支援コース A または B に申請することは可能です。
 また、団体活動支援コース A で補助金の交付（支払い）を受けた団体が、団体活動支援コース B に申請することも可能です。ただし、補助継続期間は団体活動支援コース A と団体活動支援コース B で合わせて原則 3 年間となりますのでご注意ください。申請の可否については下記のとおりです。

団体 A・B → イベント	イベント → 団体 A・B	団体 A ⇔ 団体 B
×	○	○

Q5. イベントや講座を数回実施する場合、環境イベント支援コースと団体活動支援コースのどちらで申請すればいいですか。

A5. 単発でイベント等を行うか、年間を通して活動するかによりコースが分かれます。目安として、事業の目的を達成するための年間の活動が1～2回程度の場合は環境イベント支援コース、それを超える場合は団体活動支援コースとなります。

Q6. 補助の対象となる期間はいつからですか。

A6. 申請書（事業計画書[様式第1号-1]）の実施期間の欄に記載された期間が補助対象期間となります。期間外に実施された活動については対象外です。申請事業の審査後に期間を変更することはできませんので、ご注意ください。なお、年度ごととなりますので、期間の最終日は年度の最終日（3月31日）よりも前の日付を設定してください。

Q7. 1つの団体が、同一年度内に、団体活動支援コースと環境イベント支援コースの両方に申請することは可能ですか。

A7. 同一年度内に2つのコースを希望することはできません。

Q8. 過去に団体活動支援コースで3年間補助金の交付（支払い）を受けた後、新しい団体を立ち上げ事業を実施しようと考えていますが、申請することは可能ですか。

A8. 役員名・規約・所在地等を確認したうえで、3年間補助金の交付（支払い）を受けた団体とは異なる団体であると判断できる場合は申請が可能です。

2.申請団体・申請事業に関すること

Q1. 中学生や高校生で構成された団体も対象となりますか。

A1. 対象となります。ただし、構成員に教員や学校関係者、保護者等の監督できる者が含まれている必要があります。
（例：複数校の中学生により構成されるスポーツチームにおいて清掃イベント等を実施する場合、監督が構成員に含まれる 等）

Q2. 学校が行う事業は補助の対象となりますか。

A2. 学校は補助対象団体にあたりませんので、学校が主体となって行われる授業や行事の一環として行われる事業は対象外です。大学や専門学校のサークル等が行う環境イベントは対象となります。

Q3. 団体が学校の授業や行事の一環として、児童生徒等を対象としてイベント等を実施する場合は対象となりますか。

A3. 団体が主体となり実施する場合は、授業の一環でも対象となります。
（例：小学校の総合的な学習の時間の一環として講座を実施する 等）

Q4. 商店街が行う事業は補助の対象となりますか。

A4. 商店街は営利活動を主たる目的としているため、商店街が主体となる事業は対象外です。なお、営利活動を主たる目的としていない別の団体の構成メンバーに商店街が含まれている場合は、対象とすることができます。

Q5. 各校区の環境活動連絡会議等の事業は補助の対象となりますか。

A 5. 福岡市の補助金が充てられている事業は対象外となります。その他の要件は 1 の Q1 をご参照ください。

Q6. 団体が自治協議会等と共働して事業を行う場合、補助の対象となりますか。

A 6. 自治協議会等に交付された福岡市の補助金（自治協議会共創補助金など）が充てられている事業は対象外となります。その他の要件は 1 の Q1 をご参照ください。

Q7. 自治会、子ども会等の事業は補助の対象となりますか。

A 7. 福岡市の補助金（町内会活動支援事業補助金、自治協議会共創補助金など）やその他の支援を受けている事業は対象外です。また、町内会等を主体とした地域ぐるみ清掃、ラブアース、町内清掃に属する活動も対象外です。その他の要件は 1 の Q1 をご参照ください。

Q8. 福岡市から物的支援を受けている事業は補助の対象となりますか。

A 8. 清掃用具の貸出支援や活動場所の提供（公民館などの市施設）など、活動を実施するための一部について物的支援を受けていても、事業自体は対象となります。なお、物的支援を受けたものは本補助金の対象経費には計上できません。

Q9. 構成員に市外居住者が含まれる団体であっても、補助の対象となりますか。

A 9. 構成員個人の住所に関わらず、福岡市内で実施する事業で市民に効果が還元されるもの及び団体の事務所又は連絡場所が福岡市内にあれば、対象となります。

Q10. 市外に所在地のある団体は補助の対象となりますか。

A 10. 市外に所在地のある団体が主催する事業であっても、実施場所が市内であれば対象となります。ただし、市民に効果が還元されるもので、団体の事務所又は連絡場所（構成員が市内に居住し、連絡場所となる場合を含む）が福岡市内に設定されている必要があります。

Q11. 代表者が同じで構成員が異なる団体は、別の団体として対象となりますか。

A 11. 代表者が同じ団体は同一年度内に別団体として申請することはできません。そのほか、事業の目的が異なる場合も同様です。

3. 手続きに関すること

Q1. 申請書はどこに提出すればいいですか。

A 1. 相談・受付窓口である環境政策課で受け付けます。

Q2. 特例申請をしたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 2. 「6 特例申請における審査基準」をご確認ください。申請の際は、通常の事業計画書ではなく、「事業計画書（特例）[様式第 1 号 - 1]」をご提出いただきます。3 か年の実績を踏まえたうえで評価委員による審査で特例基準を満たしていると認められることが申請の要件となります。申請をご希望の際は環境政策課までご連絡ください。

Q3. 新たに活動を始める団体で、規約や収支決算書がありません。

A3. 規約は申請要件ですので雛形を参考に、必ず作成してください。直近の収支決算書は、はじめて本補助金を申請される団体は提出不要です。

Q4. 補助対象となる経費はどのような内容ですか。

A4. 別紙「経費分類表」をご確認ください。

Q5. 申請書提出までにイベントの会場や講座の講師を予約しておく必要がありますか。

A5. イベントの会場や講座の講師を予約する前でも申請書はご提出いただけます。その際は必要経費の概算額で積算してください。なお、申請時点で見積書等をご提出いただく経費もありますので、別紙「経費分類表」をご確認ください。

Q6. レシート・領収書には、お店の領収印が必要ですか。

A6. 印字されたレシートや領収書の場合、領収印は不要ですが、手書きの領収書の場合には、店舗の領収印が必要です。また、レシートや領収書には、購入した店名、日付、金額、購入品の名称・数及びあて名（団体名のものに限る。）が記載または印字されている必要がありますので、ご注意ください。

Q7. 役員を決めていません。

A7. 役員の設置は申請要件ですので代表者（代表・理事長・会長など）、会計、監事を決めていただき、役員名簿を作成してください。

Q8. 事業収支計画書に記載する全ての経費について見積書等が必要ですか。

A8. 申請時点で見積書等の提出が必要な経費は、別紙「経費分類表」に記載していますので、そちらをご確認ください。なお、提出不要となっている経費であっても、内容に応じて提出をお願いする場合があります。

4.その他

Q1. 補助金以外にどのような支援をしてもらえますか。

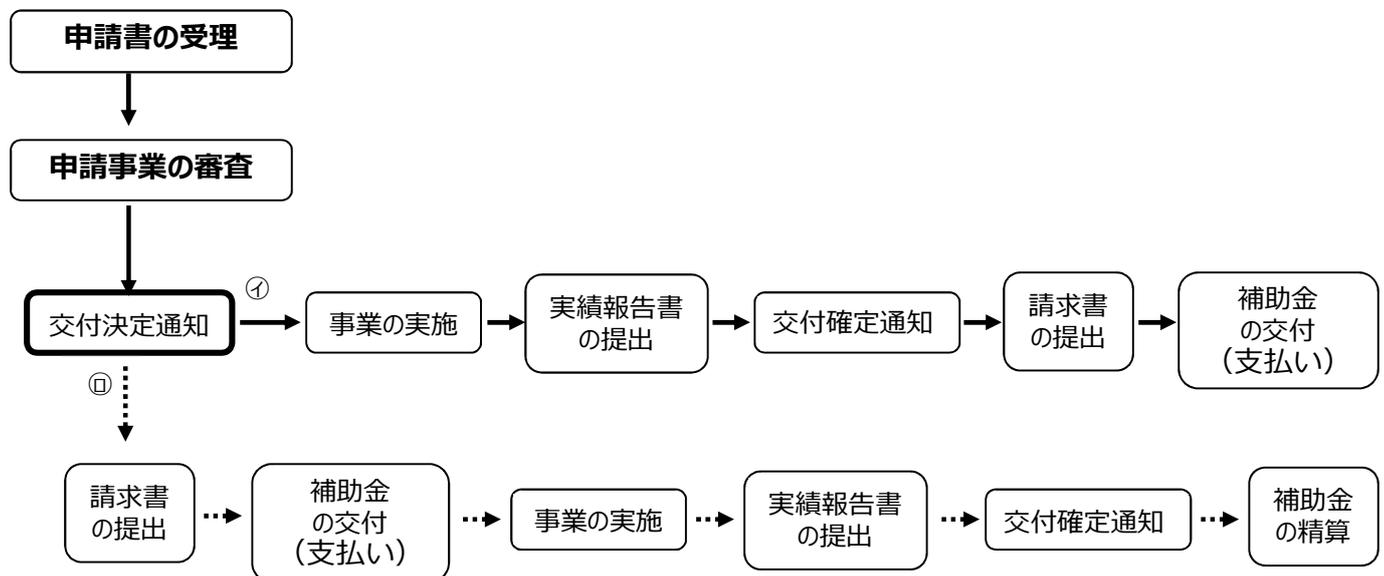
A1. 広報支援の申請をいただくことで、福岡市役所1階の情報プラザや学校・区役所などにチラシやポスターを掲示・配架するなどの広報の支援を受けられます。

Q2. 交付決定後に、やむを得ない理由（天候不良等）により活動が中止になった場合、補助金は支払われますか。

A2. 活動の準備にかかった経費は対象となりますので、実績報告書と領収書等をご提出ください。

第2章 補助金交付の流れについて

申請事業の内容等を評価委員会で審査し、交付決定の可否を判断します。なお、評価委員会で審査するにあたり、団体活動支援コースAは事業のプレゼンテーションと質疑応答を、団体活動支援コースBは事業の説明と質疑応答を行っていただきます。(5月下旬頃予定)



- 交付決定通知では、交付決定額、交付の時期、補助の条件、評価結果及び事業を実施する上での注意点をお知らせします。
- 事業終了後は、速やかに実績報告書をご提出ください。実績報告書の様式は交付決定通知後にお渡しします。
- 補助金は原則完了払い(① →)です。実施前の交付でなければ事業実施が困難であるなどのやむを得ない理由がある場合のみ、別途申請のうえ実施前の交付(支払い)が可能です(② →)。
- 実績報告書の提出後に補助対象経費と認められなかった部分については、補助金の額が減額になる場合があります。減額になった場合で、かつ実施前に補助金の交付(支払い)を受けている場合、差額分の残金は速やかに返納していただきます。
- 交付決定後、中間報告(10月頃)や年間の活動成果報告(3月頃)により、事業の進捗状況を確認し、評価委員へ報告します。